

訴 状

2007年6月6日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士	渡	辺	博
同	久	保	内 浩 嗣
同	水	野	英 樹
同	飯	田	正 剛
同	中	島	信 一 郎
同	青	木	耕 一
同	井	上	曉

当事者の表示 別紙当事者目録及び代理人目録記載のとおり

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金1億1462万3500円

貼用印紙額 金36万5000円

請 求 の 趣 旨

- 1 (1) 被告世界基督教統一神霊協会、Y 7及びY 8は、各自、X 1に対し、金2 2 1 8万4 5 0 0円（金1 5 2 7万8 5 0 0円の範囲でY 1及びY 2と、金1 8 3 4万4 5 0 0円の範囲でY 3とそれぞれ連帯）及び添付請求金額一覧表の各被害金額欄記載の金額に対するこれに対応する被害日欄記載の日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

（以下、略）

請 求 の 原 因

第1 当事者

1 原告ら

- (1) X 1（以下、「X 1」という。）

X 1は、1 9 6 2年（昭和3 7年）生まれの女性である。

- (2) X 2（以下、「X 2」という。）

X 2は、1 9 5 6年（昭和3 1年）生まれの女性である。

- (3) X 3（以下、「X 3」という。）

X 3（以下「X 3」という。）は、1 9 4 4年（昭和1 9年）生まれの女性である。

- (4) X 4（以下、「X 4」という。）

X 4は、1 9 4 5年（昭和2 0年）生まれの女性である。

- (5) X 5（以下、「X 5」という。）

X 5（以下「X 5」という。）は、1 9 4 1年（昭和1 6年）生まれの女性である。

2 被告ら

- (1) 被告世界基督教統一神霊協会（以下単に「統一協会」または「被告統一協会」という。）

(略)

(2) Y7 (以下「Y7」という。)

Y7は、1959(昭和34)年10月14日生まれで、現住所に、父、母、子3名と共に暮らしている。

Y7は、統一協会信者であり、被告統一協会の資金集めのために、被告Y8と共に最高責任者として、原告ら被害者らに対し、Y7が主催する紫微斗鑑定という占いを受けさせることを契機として、悩み事は先祖の因縁が原因であるなどと申し向け、その先祖の因縁を解放するためには被告Y8が主催する先祖供養のための「先祖祭り」をするほかないと告げるなどして欺罔、脅迫し、これら費用名下に高額の金員を支払わせる組織を作り上げ、さらにこれら被害者らを組織の構成員に仕立て上げて、新たな被害者を作り出す巧妙な組織を作り上げている。

上記組織は、統一協会からは、南東京地区の個団とみなされており、これまでに数十億円の資金を統一協会に献金している。

X5が把握するだけでも、被害者は47名もいる。

(3) Y8 (以下「Y8」という。)

Y8は、1949(昭和24)年6月3日生まれの統一協会信者であり、統一協会により合同結婚式に参加を指示され、ここで韓国人男性(1950年2月25日生まれ)を指名されて、1976(昭和51)年9月30日、婚姻の入籍をしている。

Y8は、被告統一協会の資金集めのために、Y7と共に最高責任者として、原告ら被害者らに対し、Y7が主催する紫微斗鑑定という占いを受けさせることを契機として、悩み事は先祖の因縁が原因であるなどと申し向け、その先祖の因縁を解放するためにはY8が主催する先祖供養のための「先祖祭り」をするほかないと告げるなどして欺罔、脅迫し、これら費用名下に高額の金員を支払わせる組織を作り上げ、さらにこれら被害者らを組織の構成員に

仕立て上げて、新たな被害者を作り出す巧妙な組織を作り上げている。

(4) Y 1ら加害組織の構成員

Y 1、Y 2、Y 3、Y 4、Y 5及びY 6は、Y 7及びY 8が作り上げた前記組織の構成員として、Y 8及びY 7らが、本訴原告らから、「先祖祭り」などの費用名下に高額の金員を支払わせるにあたり、同被告らの意を受けて、金員支払いへ向けての欺罔・脅迫行為を行った者である。

第2 Y 7らの組織（個団）及び不法行為の手口について

1 Z 1

(略)

2 Y 7による紫微斗推命、講演会が入口

Y 7は、Z 1から、紫微斗推命のノウハウを伝授されたことから、Y 8と共に謀して、紫微斗推命と称する占い、あるいは自らの紫微斗推命に関する講演会を用いて、被害者を誘い込み、ここで被害者の抱えている悩みを聞き出し、この悩みを繰り返しことさら強調して不安感を与え、この悩みを解決するためには、先祖供養をしなければいけないと脅迫し、自らが統一協会信者であること、統一協会の資金集めの活動であることを隠して、鑑定料、先祖祭り費用等の名下に被害者らの財産を全部奪ってこれを統一協会に献金することを考え出した。

Y 7は、近代易学協会会長を名乗るが、紫微斗鑑定の鑑定書には、未だに「日本命名学協会監修」と記載し続けている。

3 Y 7及びY 8による先祖因縁を用いた脅迫

Y 7及びY 8は、被害者に対し、被害者の悩みを解決するために、霊界で苦しんでいる先祖を供養しなければならない、そのために先祖祭りをしなければならないと強要するのであるが、最初は200万円程度の金額しかかからないと虚偽の事実を申し向けて「8代までの先祖祭り」を行うことを受け入れさせると、その後「16代までの先祖祭り」をしなければ最初に行った「8代まで

の先祖祭り」が意味をなさなくなるなどと申し向けて後戻りできない状況に追い込んだ上で追加の先祖供養を強要し、最後には「180代までの先祖祭り」と「従軍慰安婦などに関する先祖祭り」などの「国家基準」と称する先祖供養をしなければこれまで行ってきた先祖供養が意味をなさなくなると脅迫し（被害者によっては3段階に分けて被害にあわず、2段階に分けて被害にあう）、合計1100万円から1400万円にも及ぶ「先祖祭り」をなさしめるのである。

また、Y7及びY8は、被害者から「先祖祭り」代金を受領すると、被害者を直接勧誘した「親」と称する者に、その代金の一部を「ケア代」として交付し、被害者を本件加害組織にとどめさせて、さらに「先祖祭り」代金を支払わせるために、「ケア代」の一部で購入したプレゼントを被害者に交付するよう指示するなど、組織的計画的に不法行為を行っていた。

4 先祖祭りの実態

(1) 先祖祭りは、Y8が中心になって行われる儀式で、12畳ほどの広さの「カーサ」と呼ばれるマンションの1室（以下、「カーサ」という。）で行われた。

前述のように、Y7らは、先祖の供養のために先祖祭りをを行うこととし、①180代前までの先祖を供養すること、②日本人は第2次世界大戦において朝鮮半島の人々に悪いことをしたので、犠牲になった韓国人の先祖を供養すること、具体的には、強制連行で犠牲になった645名、従軍慰安婦で犠牲になった645名、犠牲になった従軍慰安婦の水子645名の供養をすることで先祖供養が終了すると謳っていた。そして、被告らは、①及び②の祭りを行って先祖供養が終了することを「国家基準」と称していた。また、②について強制連行、従軍慰安婦、従軍慰安婦の水子につきそれぞれ215名供養をすることを「韓国1倍」、430名供養をすることを「韓国2倍」、645名供養をすることを「韓国3倍」と称していた。

(2) 先祖祭りの参加者は、主催者であるY8及びY7、先祖供養をする人が数名～10名、手伝いの人が20名～30名程度であり、総勢30名から50名程が先祖祭りに出席して行われていた。

Y8及びY7は、先祖祭りの最初と最後にカーサに現れて、先祖祭りをを行う人や参加者に説教などを行う。

手伝いの人は、先祖祭りの前日と当日に祭壇、先祖祭りで使用する洋服、名札、料理などを準備する。

また、手伝いの人の中から先祖祭りの司会者・ドア係・ろうそく係が決められる。司会者は、先祖祭りの司会進行、ドア係は、Y8及びY7がカーサに入出入りする際のドアの開け閉め、ろうそく係は、先祖祭りが行われている間のろうそくの管理を担当する。

先祖祭りをを行う人は、事前に、供養する先祖の名前を家系図で調べ、名札1枚につき1名の氏名を記載するほか、先祖への思いを記載した「霊界通信」を作成することが求められた。

先祖祭りは、先祖の名前を記載した名札を先祖に見立てて、用意した料理に割り箸の先をつけ、その割り箸を名札に触れさせることで先祖に食事をさせたとみなし、それをもって先祖供養が行われたものとするのである。

先祖祭りの具体的な内容は以下のとおりである。

(3) 先祖祭りの手順

ア 祭壇には、洋服が着せられた名札や料理などが並べられる。

そして、先祖祭りの準備が整うと、参加者は、白い服に着替えて、起立して整列し、全員で先祖の歌を歌う。先祖の歌というのは、「あしたがある」の替え歌で、歌詞は以下のとおりである。

あしたがあるさ、明日がある

若い私には、希望がある

心うきうき 心うきうき
やればできるのさ
先祖祭、供養祭、神様感謝

ある日突然 考えた
どうして私は 頑張ってたろう
家族のため 自分のため
答えは幸せさ
先祖祭、供養祭、先祖に感謝

先祖祭りには 夢がある
供養祭りには 希望がある
心うきうき 心うきうき
やればできるのさ
先祖祭、供養祭、神様感謝

歌い終わると司会者が「準備が整いましたので、これからY8とY7をお呼びしますので、静かにお待ち下さい。」と言い、Y8らに連絡を取り、皆、正座をし、黙祷の状態、Y8及びY7が来るのを静かに待つのである。

イ Y8とY7は、祭壇側に並んで立ち、Y8が「これからはじめます」と厳かに宣言する。Y8が「布をとってください。」と言い、手伝いの人が祭壇にかけてあった白い布をとる。Y8が「ドアを開けてください。ご先祖様が入ってきます。」と言い、ドア係がカーサのドアを開け、しばらくするとY8が「ご先祖様が入ってきたので閉めてください。」と言い、ドア係がドアを閉める。

そして、Y 8 が、「今日は料理がととてもよくてご先祖様がたいへん喜んで
います。」「今日はとってもよくできました。」というような話をし、
背中の大きなこぶを見せながら、「私は今まで荒修業をしてきました。そ
の結果がこのこぶです。」「私は一度霊界に行ってきました。だから霊の
ことがよくわかるのです。」「自分は韓国に行って、もっと高い霊能者と
会って、自分の霊力を高めています。」「借金は決してしてはいけませ
んが、先祖祭りのための借金ならばどんどんするべきです。」などという
ような説教を行う。

次に、Y 7 が、「人を救ってあげなさい。」「人は皆必ず悩んでいるか
ら。」「人を救ってあげると自分も救われます。」、「人の悪口とか人の
事を言うと運勢を下げるので、せっかくお祭りをやっても、無駄になるか
ら、決して悪口や批判を述べてはいけません。」、「Y 8 先生はもちろ
ん私も霊界では今やとても高い地位におり、敬うべき存在なのです。こう
いう私たちと関わり合いをもてるあなた方はとても運がよい。」などとい
うような説教を行う。

ウ Y 8 と Y 7 の説教が終わると、先祖祭りをを行う人が、順番に「霊界通信
」を読み上げる。

引き続き、先祖祭りをを行う人に対する絵の贈呈式が行われる。Y 7 は、
「今日お祭りをされる方に、その人にあつた絵をプレゼントします。」な
どと言って、白手袋をつけて、先祖祭りをを行う人に「赤富士」などの絵を
贈呈するのである。

贈呈式が終わると、Y 7 は「ご先祖様にお料理を食べさせてください。
」と指示を行い、Y 8 と Y 7 はカーサから退出する。

エ 手伝いの人が、ダンボールで机を 3 つほどセットし、その上に、ビニ
ールをかぶせ、先祖祭りをを行う人は、この机の上で、手伝いの人に手伝
ってもらいながら、名札に料理を食べさせる。

具体的には、まず、名札に着せてある洋服をとり、名札を「家」ごとにまとめて輪ゴムで止め、順に輪ゴムをとり、一枚、一枚、名札に、紙コップに入った味噌汁、水、ご飯をつけて、食べさせるまねをするのである。さらに、祭壇の上に並べていた料理20種類くらいを、同様に食べさせるまねをする。1枚に2～3分かかるので、全部で行うには相当な時間がかかる。なお、食べさせた名札は処分される。

オ 全員が名札に料理を食べさせ終ると、手伝いの人料理や名札を片づけ、Y8が再びカーサに現れ、用意された座卓に座る。

Y8は、先祖祭りを行った人とその紹介者を呼び、座卓に座らせる。座卓には、ローソクが立てられたケーキが並べられている。そして、Y8は、「〇〇さんおめでとう」などと先祖祭りを行った人の名前に節をつけて歌い、それに倣って、皆で「〇〇さんおめでとう」と3回歌う。これを受けて、先祖祭りを行った人がローソクの火を吹き消し、「ありがとうございます。」と述べる。

このような儀式が終わると、Y8は「これで本日のお祭りを終らせていただきます。今日はとっってもご先祖様が喜んでいます。」などと言って、先祖祭りは終了する。

(4) 先祖祭りはこのような手順で行われるものである。

5 先祖祭りは、統一協会による先祖解怨とうり二つのものであること

(1) はじめに

統一協会は、信者たちから献金を収奪するための手段として、1990年代後半から、韓国京畿道に所在する清平(チョンピョン)における修練会を利用してきた。統一協会は、信者らに対し、清平修練会に参加し、所定の費用を支払って先祖解怨などを行わなければ、悪霊を分立することができず、先祖が霊界において悪霊に苦しめられるとともに、信者本人らも病気などに苦しむことになる脅迫して、先祖解怨式への参加を強要し、信者から多額の金員を収

奪している。

Y 7 及び Y 8 の実施した先祖祭りは、この統一協会による先祖解怨にならったものであり、この点でも、今回の原告らの被害が被告統一協会主導によるものであることが明らかである。

(2) 清平修練院の歴史

(略)

(3) 統一協会における清平修練会の位置づけ

(略)

(4) 先祖解怨式の内容

(略)

(5) 強制連行、従軍慰安婦問題の強調

(略)

第 3 個別の請求原因

1 X 1

(略)

2 X 2

(略)

3 X 3

(1) 1代～8代までの先祖供養費用

ア 2001年(平成13年)12月、X 3は、Y 8及びY 7の意を受けて、講演会に勧誘することを契機として高額の「先祖祭り」の費用を支払わせる目的を有する加害組織の構成員であったX 5(以下「X 5」という)から、Y 7の講演会に誘われた。

そのX 5の目的を知らないX 3は、単に講演会に誘われたものと誤信し、これに応じて2回ほどY 7の講演会に出席した。X 5は、今後、X 3に対

して「先祖祭り」を行うことを強要する役割を担うこととなるY4（以下、「Y4」という。）とY5（以下、「Y5」という。）を紹介した。

2回目の講演会への出席となった2002年(平成14年)2月23日、講演会終了後、X5からY8が行う無料姓名判断を受けるように言葉巧みに勧められ、X3は無料であることから、このY8が行う無料姓名判断を受けた。その無料姓名判断において、X3は、Y8に「子供の事で悩んでいます。」と告げたところ、Y8は、「先祖供養をすれば解決する。」「先祖が後押ししてくれて、いい方向へ行く。」「先祖供養が第一だからそこをなさい。」「自分の事がよくわかる紫微斗推命を受けた方がいい。」と先祖供養をすることと、紫微斗鑑定を受けることを勧めた。

このY8の無料姓名判断には、X5も同席して、X3の悩み事を把握するとともに、Y8の占いに対するX3の反応を確認した。

X3が講演会に出席することをX5から報告を受けていたY4とY5は、ホテルロビーでX3とX5が無料姓名判断を終えるのを待ち、X3とX5が出てきたところで、偶然を装って声を掛け、紫微斗鑑定を受けるよう説得する場を作り出した。

Y4とY5は、X3に対し、さかんにY7の紫微斗鑑定を受けることを勧めた。X3は、執拗に言われたため、紫微斗鑑定を受けることとした。

イ 2002年(平成14年)3月6日、X3は、X5とY4に、紫微斗鑑定の会場である樹林館(目黒大橋鑑定所)に連れて行かれた。

そこでX3はY7の紫微斗鑑定を受けたのであるが、なんと鑑定を受ける部屋には、X5やY4、そしてY3まで同席し、X3の発言やY7の発言、X3の反応などを確認した。

Y7は、X3に水子がいることを確認すると、「それじゃあ供養しなくっちゃ。」「娘さんご夫婦がうまくいかずに問題が起きているのも、水子を供養しないからです。」「水子の供養と先祖供養が絶対に必要である」

「こちらの方式で供養しないと。」「こちらで行う供養はまた別です。」
「先祖供養のやり方は、紹介者であるX5さんからよく聞きなさい。」など
と加害組織が執り行う先祖供養を行わなければ、X3の悩み事の重要な
一つである娘夫婦の離婚の危機が現実化すると述べて、X3を不安に陥れ
た。

ウ X3に水子がいることと、Y7が水子を理由として先祖供養をすること
を勧めたことを確認したY4は、X5をしてX3を喫茶店に誘いださせ、
「先祖祭り」を行うことを強要する機会を作り出した。

喫茶店においてY4は、「鑑定はどうでしたか。」などと、Y7の紫微
斗鑑定の感想を聞き出しながら、「Y7先生も水子の供養をしなければなら
ないとおっしゃっていたでしょう」「先祖供養は1代～8代までしないと
効果がない。先祖供養を1代～8代まですると、費用として200万円
かかる。とりあえず200万円の供養をやれば、先祖供養になる。これは
3日以内に決めて支払ってもらう必要がある。そうしないと魔が入り、先
祖供養の効果なくなる。」「先祖の因縁を解放しない限り、先祖は霊界
をさまよい歩くこととなり、X3家は不幸になることはあっても、幸福に
なることはない。娘夫婦の仲が円満にいかないのも、息子が定職に就けな
いのも、みんな先祖が霊界でさまよい歩いている因縁の結果である。20
0万円でX3家の問題が解決し、娘さんや息子さんが幸せになれるのであ
れば、決して高くない。このまま不幸が続いてもよいのか。」という趣旨
の説得を延々2時間以上に渡って続けた。X5も「私も先祖供養をやった。
」「あなたも先祖供養をやった方がいい。」「200万円を出すだけの価
値はある。」などとしきりに薦めた。

X3は、Y7の紫微斗鑑定における判断やY4の説得を聞くうちに、先
祖供養の話を断ってしまうと、X3家は不幸となるばかりであり、娘も離
婚したり、息子も一生定職に就けないことになるとの不安を抱き、先祖供

養をすることを承諾させられた。

エ X3は、同年3月7日に21万円をX5に、同月9日に179万円をY4に、それぞれ支払わされた。

オ X3は、同月9日に、Y4から、先祖供養をするためには家系図を作成する必要があると言われ、同月30日、樹林館にてY7に対し3万円を支払わされた。

カ なおY8は同月15日ころ、X5に対して、X3が支払った200万円のうち40万円をバックマージンとして交付した。そして、X5はその一部でクロエのマフラーとウエッジウッドのコーヒーカップを購入し、X3に、前者を誕生日プレゼントとして、後者をクリスマスプレゼントとして渡した。

キ 2002年（平成14年）6月25日、X3について、1代～8代の先祖祭がカーサにおいて行われた。X3は、事前にX5から先祖供養をするためには必要であると言われ、先祖祭を行う日に洋服代19万9000円、先祖への小遣いとして1万円、Y8へのお礼として1万円、供え物代として1万円、水菓子代として1万円を用意するよう指示され、この日にこれらの合計23万9000円を支払わされた。

(2) 9代～16代の先祖供養費用

ア X3は、X5に誘われて、2002年（平成14年）11月17日に開かれたY7の講演会に出席した。

この講演会において、Y7は、「2003年までに国家基準を達成した人は、運勢が10年差がつく。」「命がけでやりなさい。」「やるかやらないかで差がつく。」と述べた。

イ X3が上記Y7の講演会に出席してY7の話を聞いていることの報告をX5から受けていたY5は、2002年（平成14年）11月29日、X3を田端駅付近のデニーズに呼びだした。

そこで、Y5はX3に対し、「実は先祖供養は8代までで終わりではなく、180代までである。先祖供養をすると、苦しんでいる先祖を救ってあげることができる。先祖供養をして先祖を救ってあげると、その先祖は救ってくれた人に応援をしてくれる。そのため今かかえている問題が解決する。先祖供養をすると悪い因縁が解消され、必ず家族に幸せがくる。つまり、先祖供養を180代までするといろいろな問題が解決する。先祖供養をやっておくと、後生まで得がいく。」「本当は180代まで先祖供養をするのが好ましいのだけれども、せめて16代までは先祖供養をするべきである。」「16代までの先祖供養の費用が480万円かかる。」「16代までやれば霊界が納得する。」「ご先祖様にはいろいろな因縁がある。うらみつらみを持っている先祖、子宝にめぐまれなかった先祖、離婚をしたり独身のまま死んだ先祖などがいる。不倫や浮気をして色情因縁を持っている先祖もいる。私たちはこの先祖の因縁を引き継いで生まれてきたし、生きていくことになる。先祖の悪い因縁を引きずったままでは幸せになることはできず、悪いことばかりが起こる。ご先祖様の悪い因縁を断ち切らない限り、浮かばれることはない。したがって、先祖供養をしてこの様々な因縁からご先祖様を救ってあげる必要がある。そうしないと、あなたがた夫婦は別れることになる。娘さん夫婦も別れるのは必定である。」「今年中（なお、先祖供養との関係では一年の区切りは節分である）に先祖供養をしておくと2004年以降の運勢がよくなる。」「Y8先生とY7先生を信じてついていきなさい。」「霊界の下にいる人が浮かび上がってくるのです。」「幸福は、80%が運勢で20%が努力である。どんなに努力してもそれだけでは幸福になれない。80%を占めている運勢をよくしない限り、幸せになることはない。」「霊界で苦しんでいる先祖を救えるのはあなたしかいない。」「先祖供養をしないと家族が不幸になる。」「せっかく8代までやったのに、それでは効果がほとんどないからもったい

ない。200万円を無駄にすることになる。もう480万円をかけて幸せにならないともったいない。16代まですれば霊界は納得するし、X3家も幸せになる。娘さん夫婦も別れないですむ。」「あなたには先祖からもらった星がある。この先祖からもらった星があるから、あなたはやらなければならない。」などと執拗に480万円をかけても16代までの先祖供養をするべきであると強要した。

せめて16代までの先祖供養をしなければ、せっかく行った8代までの先祖供養は台無しとなり、これまでどおり娘や息子の問題が解決しないという不安におとしいれられたX3は、16代までの先祖供養をすることを承諾させられた。

ウ X3は、12月24日に300万円を、同月27日に192万円（残金180万円と義父の供養代12万円）をX5に対して支払わされた。

エ なお、Y8はX5に対して、X3が支払った480万円のうち96万円をバックマージンとして交付した。そして、X5はその一部でグッチのバッグとアイグナーのスカーフ、時計並びにヴィトンの手帳を購入し、X3に、プレゼントとして渡した。

オ 2003年（平成15年）1月22日、X3について、9代～16代の先祖祭がカーサにおいて行われた。X3は、事前にX5から先祖供養をするためには必要であると言われ、先祖祭を行う日に洋服代17万円、先祖への小遣いとして1万円、Y8へのお礼として1万円、供え物代として1万円、水菓子代として5000円を用意するよう指示され、この日にこれらの合計20万5000円を支払わされた。

カ 2002年（平成14年）12月18日、X3は、Y5から「家の間取りが悪いと、息子さんの運勢は良くならない」と風水鑑定を受けることを勧められ、2003年（平成15年）1月17日、X5に対し16万円を支払わされた。

(3) 国家基準の先祖供養費用

ア 2003年(平成15年)1月22日、X3の9代～16代の「先祖祭」がカーサで行われた。

この「先祖祭り」の中で、Y7は、「ご先祖様の洋服は特別なもので、これまでY8先生と私が韓国に行って調達してきたが、これが今後は調達できない見込みとなった。だから今後はお祭りはできなくなる。今年中(旧暦なので2月3日までのことをさす)に国家基準を達成しなさい。これがラストチャンスです。国家基準を達成しないと先祖は救われません。霊界が今動いています。この動いているときに先祖を供養しないとチャンスがありません。」と述べて、「国家基準」を達成するのは今しかないことを強調した。

また、Y8も「先祖供養は、国家基準まで達成しないと意味がない。」ことを強調した。

イ X3がY7とY8の話を聞いたことを確認したX5とY5は、「先祖祭り」が終わった後、喫茶店にX3を誘い出した。

Y5はX3に対し、「Y8先生やY7先生がおっしゃった国家基準とは、180代までの先祖供養と、韓国の先祖供養のことです。韓国の先祖供養には、日本人が強制連行して連れてきた韓国の方たちの供養、従軍慰安婦の供養、慰安婦の水子の供養のことです。」「X3さんはここまでやったのだから、国家基準までやった方がいい。そうしないともったいない。Y8先生やY7先生がおっしゃったように、今やらないともうやれない。これがラストチャンスです。」「国家基準を達成すると、本当に先祖は霊界から解放され、救われる。本当にX3家は因縁から解放される。先祖が本当に納得する。自分の過去の過ちを全て清算できる。娘さん夫婦も円満にいくようになる。息子さんもいい職業に就けることになる。」と説得した。

Y7からは「国家基準」を達成するのは今が最後のチャンスであると言

われ、Y 8からは「先祖供養は国家基準まで達成しないと意味がない」と言われていたX 3は、Y 5からも国家基準を達成しないとこれまでしてきた先祖供養の効果がないと言われ、今ここで国家基準を達成しないと、X 3家は不幸となるばかりであり、娘も離婚したり、息子も一生定職に就けないことになり、後で後悔することになってはいけないと思ひ込まされ、国家基準をやることを承諾させられた。

ウ 2003年（平成15年）1月28日、X 3はX 5の自宅で、17代～180代の先祖供養、韓国の先祖供養代として、合計634万6500円を支払わされた。

エ 同年2月13日、X 3について、韓国の先祖祭がカーサにおいて行われた。X 3は、事前にX 5から先祖供養をするためには必要であると言われ、先祖祭を行う日に、先祖への小遣いとして1万円、Y 8へのお礼として1万円、経費として5万4000円を用意するよう指示され、この日にこれらの合計7万4000円を支払わされた。

オ 同年2月25日、X 3について、17代～180代の先祖祭がカーサにおいて行われた。X 3は、事前にX 5から先祖供養をするためには必要であると言われ、先祖祭を行う日に、先祖への小遣いとして1万円、Y 8へのお礼として1万円、経費として12万円を用意するよう指示され、この日にこれらの合計14万円を支払わされた。

(4) 印鑑代金

ア 2003年（平成15年）6月21日、X 3はX 5から勧められてY 8の手相占いを、メゾン池尻大橋809号室で受けた。そこにはY 5が待ち受けており、手相占い終了後、Y 5とX 5に、池尻大橋駅付近の喫茶店に連れて行かれた。

イ そこで、Y 5はX 3に対し、「Y 8先生が購入してきてくれる韓国のいい印鑑がある。」「気運があがる」「印鑑は大事なもの」「手彫りで魂が

入っている。」「この印鑑を使うと金運がつく。」などと、印鑑の代金を告げないまま、印鑑を購入するよう迫った。せいぜい数万円だと思い込んでいたX3は、X3と夫の印鑑2セットを購入することとした。

ウ その数日後、Y5から「1セット代金34万円だから、2セット分71万4000円（これは消費税込みの値段）を7月10日までに支払って欲しい。」と言われ、X3はあまりにも高額であるため驚いてキャンセルを申し入れたが、Y5から「もう頼みであるからキャンセルはできません。」と言われキャンセルには応じてもらえなかった。

X3は致し方なく、7月10日に71万4000円をY5に支払った。

(5) 弥勒菩薩代金

ア 2004年（平成16年）1月21日、X3は、他の人の先祖祭りをX5から依頼されて手伝った。

この先祖祭りの中で、Y7とY8は次のように述べた。

「弥勒菩薩は家の中心である。風水学では購入するとその家がよくなるという。弥勒菩薩を購入すれば必ず幸せになる。家はますますよくなる。今回お薦めする弥勒菩薩は国家基準を達成した人にだけである。この弥勒菩薩は私たちが韓国で吟味して購入してきている。」「また、絵も購入することを勧める。東西南北にそれぞれ絵を置くと、風水学でとてもよくなる。弥勒菩薩と絵を家に置けば、完璧である。住んでいる人に必ず幸せが来る。」と。

イ そして、先祖祭りが終わってから、X3は、カーサにおいて、Y3から、以下のように弥勒菩薩の購入を強要された。

上野は、「Y8先生とY7先生が勧めていらっしゃった弥勒菩薩と絵を購入したらいかがですか。」と弥勒菩薩と絵画4枚の購入を求めてきた。弥勒菩薩は200万円、絵は1枚120万円で4枚で480万円と説明した。

X3は、購入資金がないと述べて断ったが、Y3は「それでは弥勒菩薩だけでも購入したらよい。弥勒菩薩だけでも十分効果がある。」とあくまでも弥勒菩薩の購入を強く勧めた。

X3は、それでも購入資金がないと断り続けたが、Y3は、「弥勒菩薩の代金は200万円だが、そのうち、100万円だけ支払ってくれば、残りの100万円はいつ支払ってもらっても良い。」とまで言い出し、あくまでも購入を勧めてきた。

執拗に購入を迫るY3に対し、X3は抗しきれず、弥勒菩薩の購入を承諾した。

ウ 同年2月3日、X3は、樹林館において、Y3に対し弥勒菩薩代の一部として100万円を支払わされた。

エ 2006（平成18年）年2月1日、X3は、残代金100万円を経理担当のZ4名義の口座に振り込む方法により支払わされた。

(6) 天皇のお祭り費用

ア 2005年（平成17年）9月11日、X3は、X5に頼まれて、カーサにおける先祖祭りを手伝った。

そのお祭りの中で、Y7は、「天皇に男子が生まれるためのお祭りを、みんながそれぞれ行う必要がある。」と述べ、またY8も「日本の天皇家を承継するために、私達が天皇祭りをやらなければなりません。」と述べた。

イ そして、お祭りが終わると、X5がX3に対しても、天皇のお祭りをするよう指示してきた。とても断ることができる雰囲気ではなく、X3は承諾せざるを得なかった。

ウ 同年10月2日、X3は、天皇のお祭り費用として、合計15万円を、X5に対して支払わされた。

(7) X3家のルーツのお祭り費用

ア 2006年（平成18年）6月、X3は、X5に依頼されて、カーサにおける先祖祭りを手伝った。

イ その時に、Z3から、「X3家の出生場所がわかった、X3家の元についてお祭りをすれば、その分かえってくるから、X3家のルーツのお祭りも行おうように。」と言われた。

X3は断ることができず、承諾した。

ウ 供養の費用12万円は、Z4名義の口座に、同年6月23日に振り込んで支払わされた。別途、経費3万円は、同年7月2日、X5に対して支払わされた。

(8) X3の損害

以上のとおり、被告らの加害行為に基づき、X3に生じた損害は、合計1712万8500円である。

4 X4

(略)

5 X5

(略)

第4 被告らの原告らに対する不法行為責任

(略)

第5 原告らの損害

(略)

第6 結論

(略)

請求金額一覧表

1 X 1

被害日	項目	被害金額	統一協会・Y 8・Y7	Y1・Y2	Y3
2002. 11. 9	紫微斗鑑定料等	36,000	36,000	36,000	36,000
2002. 12. 17	家系図鑑定	30,000	30,000	30,000	30,000
2002. 12. 18	1代～8代先祖供養費用	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
2002. 12. 24	洋服代、先祖への小遣い等	339,000	339,000	339,000	339,000
2003. 1. 12	風水鑑定料	160,000	160,000	160,000	160,000
2003. 1. 21	国家基準先祖供養費用	12,518,500	12,518,500	12,518,500	12,518,500
2003. 2. 2	洋服代、先祖への小遣い等	50,000	50,000	50,000	50,000
2003. 3. 4	洋服代、先祖への小遣い等	145,000	145,000	145,000	145,000
2003. 8. 13	総合鑑定料	160,000	160,000		160,000
2003. 12. 6	養子家5代～16代の先祖供養費用	104,000	104,000		104,000
2004. 3. 30	弥勒菩薩像	2,000,000	2,000,000		2,000,000
2004. 7. 11	養子家4家16代等の先祖供養費用	802,000	802,000		802,000
訴状送達日の翌日	慰謝料	1,830,000	1,830,000		
訴状送達日の翌日	弁護士費用	2,010,000	2,010,000		
計		22,184,500	22,184,500	15,278,500	18,344,500

被害日	項目	被害金額	統一協会・Y 8・Y7	Y3
1999. 10. 25	紫微斗鑑定料(自分)	20,000	20,000	20,000
2000. 3. 30	紫微斗鑑定料(娘3人分)	60,000	60,000	60,000
2000. 5. 13	家系図鑑定料	30,000	30,000	30,000
2000. 5. 16	水子供養費用	210,000	210,000	210,000
2000. 6. 11	洋服代、先祖への小遣い等	33,500	33,500	33,500
2000. 11. 16	風水鑑定料	160,000	160,000	160,000
2000. 11. 25	紫微斗鑑定料(夫)	20,000	20,000	20,000
2000. 11. 27	1代～8代先祖供養費用	2,000,000	2,000,000	2,000,000
2000. 12. 8	洋服代、先祖への小遣い等	256,000	256,000	256,000
2001. 10. 13	9代～13代先祖供養費用	2,000,000	2,000,000	2,000,000
2001. 12. 24	洋服代、先祖への小遣い等	168,000	168,000	168,000
2002. 2. 14	洋服代、先祖への小遣い等(14代)	56,000	56,000	56,000
2002. 5. 16	韓国1倍先祖供養費用	967,500	967,500	967,500
2002. 6. 13	洋服代、先祖への小遣い等	84,000	84,000	84,000
2002. 8. 9	国家基準先祖供養費用	6,527,000	6,527,000	6,527,000
2002. 9. 7	洋服代、先祖への小遣い等	90,000	90,000	90,000
2004. 4. 21	弥勒像代	1,000,000	1,000,000	1,000,000
2004. 7. 8	弥勒像代	1,000,000	1,000,000	1,000,000
2005. 6. 4	実父、従兄弟供養費用	243,800	243,800	243,800
2005. 6. 9	家系図鑑定料	30,000	30,000	30,000
2005. 7. 3	祖母、叔父供養費用	31,700	31,700	31,700

2005. 9. 7	天皇家お祭り費用	120,000	120,000	120,000
2005. 10. 30	洋服代、先祖への小遣い等	50,000	50,000	50,000
訴状送達の翌日	慰謝料	1,510,000	1,510,000	1,510,000
訴状送達の翌日	弁護士費用	1,660,000	1,660,000	1,660,000
計		18,327,500	18,327,500	18,327,500

3 X 3

被害日	項目	被害金額	統一協会・Y 8・Y7	Y4	Y5	Y3
2002. 3. 7	1代～8代先祖供養費用	210,000	210,000	210,000		
2002. 3. 9	1代～8代先祖供養費用	1,790,000	1,790,000	1,790,000		
2002. 5. 30	家系図作成費用	30,000	30,000	30,000		
2002. 6. 25	洋服代、先祖への小遣い等	239,000	239,000	239,000		
2002. 12. 24	9代～16代先祖供養費用	4,920,000	4,920,000		4,920,000	
2003. 1. 25	洋服代、先祖への小遣い等	205,000	205,000		205,000	
2003. 1. 17	風水鑑定費用	160,000	160,000		160,000	
2003. 1. 28	国家基準先祖供養費用	6,346,500	6,346,500		6,346,500	
2003. 2. 13	お礼、先祖への小遣い等	74,000	74,000		74,000	
2003. 2. 25	お礼、先祖への小遣い等	140,000	140,000		140,000	
2003. 7. 10	印鑑	714,000	714,000		714,000	
2004. 2. 3	弥勒菩薩	1,000,000	1,000,000			1,000,000
2005. 10. 2	天皇のお祭り費用	150,000	150,000			
2006. 2. 1	弥勒菩薩	1,000,000	1,000,000			1,000,000
2006. 6. 23	X3家のルーツお祭り費用	120,000	120,000			
2006. 7. 2	X3家のルーツお祭り費用	30,000	30,000			
訴状送達日の翌日	慰謝料	1,700,000	1,700,000			
訴状送達日の翌日	弁護士費用	1,880,000	1,880,000			
計		20,708,500	20,708,500	2,269,000	12,559,500	2,000,000

4 X 4

被害日	項目	被害金額	統一協会・Y 8・Y7	Y6	Y3
1999. 11. 10	紫微斗鑑定料(X4)	20,000	20,000	20,000	
2000. 10. 9	紫微斗鑑定料(X4)	60,000	60,000	60,000	
2000. 10. 10	先祖供養3代	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
2000. 11. 16	3代まつり、洋服代、お礼、お小遣い	107,000	107,000	107,000	
2000. 12. 11	3代まつり、洋服代、お礼、お小遣い	216,000	216,000	216,000	
2001. 1. 20	4代から8代まつり、洋服代、お礼、 お小遣い	1,660,000	1,660,000	1,660,000	
2001. 7. 1	紫微斗鑑定料(X4・X4)	40,000	40,000	40,000	
2001. 7. 10	紫微斗鑑定(X4)	20,000	20,000	20,000	
2001. 9. 7	風水鑑定(X4家)	160,000	160,000	160,000	
2002. 2. 25	9代まつり、洋服代、お礼、お小遣い	48,000	48,000	48,000	
2003. 3. 5	20代まつり	4,800,000	4,800,000	4,800,000	
2003. 3. 24	20代まつり・洋服代	508,000	508,000	508,000	
2003. 3. 31	20代まつり・お礼、お小遣い	50,000	50,000	50,000	
2003. 8. 6	180代まつり・洋服代	4,480,000	4,480,000	4,480,000	
2002. 9. 27	韓国の先祖供養費用、お礼、お小遣い	1,020,000	1,020,000	1,020,000	
2002. 11. 6	水子供養、旅行代	1,040,000	1,040,000	1,040,000	
2002. 12. 11	水子供養・洋服代	216,000	216,000	216,000	
2003. 2. 13	水子供養費用、お礼、お小遣い	1,520,000	1,520,000	1,520,000	
2003. 11. 9	旅行代金	150,000	150,000	150,000	

2003. 11. 13	Z5の3代まつり費用、お礼、 お小遣い	1,020,000	1,020,000	1,020,000	
2003. 5. 26	紫微斗鑑定(Z6)	20,000	20,000	20,000	
2003. 6. 26	家系図作成費用(Z6)	30,000	30,000		300,000
2003. 8. 10	Z6ら3名分供養費用	360,000	360,000		360,000
2003. 11. 27	紫微斗鑑定(Z6・Z6)	40,000	40,000		40,000
2003. 11. 29	Z63代まつり	1,000,000	1,000,000		1,000,000
2003. 12. 25	紫微斗鑑定(Z7ら3名)	60,000	60,000		60,000
2004. 2. 13	家系図作成費用(Z7)	30,000	30,000		30,000
2004. 5. 4	水子まつり(Z7)、お礼、お小遣い	140,000	140,000		140,000
2004. 3. 4	紫微斗鑑定(Z8)	20,000	20,000		20,000
2004. 4. 19	紫微斗・エネルギー鑑定(Z8)	36,000	36,000		36,000
2004. 5. 14	家系図作成費用(Z8)	30,000	30,000		30,000
2004. 7. 5	風水(Z8家)	160,000	160,000		160,000
2005. 1. 25	Z8家3代まつり、お礼、お小遣い	1,020,000	1,020,000		1,020,000
2006. 1. 24	Z84代・5代まつり、洋服代、お礼、お小遣 い	53,000	53,000		53,000
2004. 2. 2	弥勒菩薩	1,000,000	1,000,000		1,000,000
2005. 11. 28	弥勒菩薩残代金	1,000,000	1,000,000		1,000,000
2005. 8. 31	天皇家まつり、お礼、お小遣い	160,000	160,000		160,000
訴状送達の翌日	慰謝料	2,320,000	2,320,000		
訴状送達の翌日	弁護士費用	2,560,000	2,560,000		
計		28,174,000	28,174,000	18,155,000	5,409,000

被害日	項目	被害金額	統一協会・ 8・Y7	Y5	Y3
2000. 8. 2	紫微斗鑑定費用	60,000	60,000	60,000	
2000. 8. 4	風水鑑定費用	160,000	160,000	160,000	
2000. 10. 7	紫微斗鑑定費用	20,000	20,000	20,000	
2000. 11. 1	家系図作成費用	30,000	30,000	30,000	
2000. 11. 10	洋服代, 先祖への小遣い等	27,000	27,000	27,000	
2001. 4. 17	1代～16代先祖供養費用	3,000,000	3,000,000	3,000,000	
2001. 6. 18	1代～16代先祖供養費用	3,800,000	3,800,000	3,800,000	
2001. 6. 23	洋服代, 先祖への小遣い等	645,000	645,000	645,000	
2001. 11. 29	国家基準先祖供養費用	3,039,500	3,039,500	3,039,500	
2002. 2. 25	国家基準先祖供養費用	4,909,000	4,909,000	4,909,000	
2003. 8. 20	総合鑑定費用	320,000	320,000	320,000	320,000
2004. 1. 26	風水絵画(2枚)	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
2004. 1. 26	弥勒菩薩	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
2004. 2. 10	風水絵画(残金)	600,000	600,000	600,000	600,000
2004. 2. 20	風水絵画(残金)	600,000	600,000	600,000	600,000
2005. 1. 25	家系図見直し費用	118,500	118,500	118,500	
2005. 10. 30	天皇家お祭り費用	160,000	160,000	160,000	
2005. 11. 6	実兄供養費用	170,000	170,000	170,000	
2006. 1. 31	弥勒菩薩(残金)	400,000	400,000	400,000	400,000
2006. 6. 28	弥勒菩薩(残金)	600,000	600,000	600,000	600,000
訴状送達日の翌日	慰謝料	2,080,000	2,080,000		

訴状送達日の翌日	弁護士費用	2,290,000	2,290,000		
計		25,229,000	25,229,000	20,859,000	4,720,000

